

Title	義荘の研究
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.12 (1917. 12) ,p.1551(25)- 1584(58)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171201-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

學に一の先天的概念を定めんと欲するものなり。即ち左右田博士が『未だ曾て何人に依りても開發せられたることなきテラインコグニタ』なりと云ひ『吾人の認識をして對象に向はしむるカン
トの所謂コベルニクスの態度』(書目(十一)頁)なりと云はるゝものは、博士に先だつ
實に百有餘年の昔に於て之を認め之を開發したるものあり、而して其人は實に博
士が認識論の本源なるカント其人自らなることを確定し置かんと欲するものな
り。博士は必ず此事を熟知し居らるゝに相違なし、而も博士は前掲書目中の二論
文に於て一言半句も此事に言ひ及ばざるは果して何故なりや。文献上の不精密
の如きは事元より些細なり。何人にも『ラプス・カラミ』は免れず。然れどもカン
トより出で、前人未發の經濟哲學可能論、純理經濟學先天概念論を提唱せらるゝ
博士にしてカントに此くの如き企て(タトへ附會に出づるにもせよ)誠實に企てら
れ、而して其附會と否と、其がスキスの眞に云ひし所なると否とは、寧ろ度外視する
も差支なきあることを云はれざるは事決して微少なりと斷り去り難きに似たり。
乃ち先づ始めに此一條の質問を提出して博士の教を乞ふ所以なり。

義 莊 の 研 究

田 中 萃 一 郎

國家と云ふ熟字は抑も書經の昔から用ゐられては居るが、支那に於ては國家組
織よりも家族制度が發達して居るやうに思はれる。それで曾て清の顧炎武の日
知錄卷六、庶民安故財用足の條の終に宋范文正公蘇州義田、至今裔孫猶守其法、范氏
無窮人と附言しあるを讀みて、この范氏の家法こそは注意す可きものであると思
ふたので研究はなほ甚だ不十分ではあるが敢て本誌の餘白を汚すことゝした。
而して本題に入るに先て支那の家族制度の變遷に就て種々の方面から説明せね
ばならぬ。

支那往古の家族制度は凡そ何時頃から崩壊し始めたかと云ふと、支那の學者は
普通之は戰國の時代秦の孝公が商鞅を用ゐて富國強兵の策を講じ制度の大改革

を企てた時からであると説き、宋の陳祥道の如きはその著書禮書のうちに周之盛時、宗族之法行、故得以此繫民、而民不散、及秦用商君之法、富民有子、則分居、貧民有子、則出贅、由是其流及上、雖王公大人、亦莫知有敬宗之道、寔淫後世、習以爲俗、而時君所以統馭之者、特服紀之律而已、間有糾合宗族、一再傳不散者、則人異之、以爲義門、豈非名生於不足歟と述べてある。商鞅が制度の大改革を行つたことは唐の杜祐の通典にも論じてあつて、即ち孝公用商鞅、鞅以三晋地狹人貧、秦地廣人寡、故草不盡墾、地利不盡出、於是誘三晋之人、利其田宅、復三代、無知兵事、而務本於内、而使秦人應敵於外、故廢井田、開阡陌、任其所耕、不限多少、數年之間、國富兵強、天下無敵と見えて居る。かくて吳氏は井田受之於公、毋得鬻賣、故王制曰、田里不粥、秦開阡陌、遂得賣買、兼併之患、自此起と斷じ、個人主義私有財産制度の萌芽を是に認むるに至つた。然るに服部文學博士の宗法考には却て『史記商君傳は商鞅秦に用ひられ、其の戎狄の舊俗を變じたることを叙して父子兄弟居を異にし、産を分けしめたることを言へり、蓋し當時の中國の俗に従ひしものなること明なり』(支那研究と)と説き、個人主義の夙に周の代に發達したることを主張した。茲に於てか從來の家族制度は果して如何であつた

か之を明にせねばならぬ。

詩經の小雅大田の章に、雨我公田、遂及我私とあり、又禮記の玉制篇に、古者公田藉而不稅とある、鄭玄の註に、藉之言借也、借民力治公田、美惡取於此、不稅民之所自治とあるを見る、と公田と私田との區別は周以前から既に存して居つたものと思はる。而して周代に於て果してこの私田が孟子の詳細に記せるが如き井田の形式に於て耕作せられたりや否やは、輕しく斷じ難い。自分は井田の制度を以て實際に行はれて居つた家族共有制度を抽象的に象徴的に説明したもの、と見度い。之と關聯して研究を要するのは、公羊傳宣公十五年の何休注に見ゆる、司空謹別田之高下善惡、分爲三品、上田一墾、中田二歲一墾、下田三歲一墾、肥饒不得獨樂、墮墾不得獨苦、故三年一換主易居、財均力平、兵車素定、是謂均民力、疆國家の條で、是は周代に於て土地の定期割換制度の行はれて居つたことを説くものである。然るに漢書食貨志の上に、民受田、上田夫百晦、中田夫二百晦、下田夫三百晦、歲耕種者、爲不易上田、休一歲者、爲一易中田、休二歲者、爲再易下田、三歲更耕之、自爰其處とあつて、師古は爰に註して、更互也としてあるが故、是では休閒法の説明であつて、何休の説と矛盾し

て居るやうである。さり乍ら是を以て公田のこと、解すれば矛盾も起るが、何れも家族共有の私田に行はれた習慣——法制と同一の效力ある習慣に就て説いて居るものであると見れば別に扞格も起らぬのである。

そこで周代の家族制度であるが、支那の學者は之を宗法と呼ぶのである。宗とは總本家の義で周禮の冢宰の條には邦國の民を聯綴する九兩の第五位に之を數へ以族得民と説いてある。禮記の大傳に同姓、從宗合族屬とあるも同一の意味である。宗伯の條に以飲食之禮親宗族兄弟とあるは機會ある毎にヂンナーを催して親睦を圖るの責に任じて居るが爲であらう。宗に大宗小宗の區別があるが大宗は永久に宗家たるもので、小宗は高祖曾祖祖並に禰の後を云ふのでその數四時代の下るに従て變ずるのである。諸侯の公子が新に家を立てた場合に就て禮記の喪服小記と大傳とに記す所を取捨して見れば別子爲祖、繼別爲太宗、繼禰爲小宗、有百世不遷之宗、有五世則遷之宗、百世不遷者、別子之後也、宗其繼別子所自出者、百世不遷者也、宗其繼高祖者、五世則遷者也、尊祖故敬宗、敬宗尊祖之義也と爲るのである。又儀禮の喪服傳には大宗者、尊之統也、禽獸知母而不知父、野人曰、父母何算焉、都邑之士、則知尊禰矣、大夫及學士、則知尊祖矣、諸侯及其太祖、天子及其始祖之所自出、尊者尊統上、卑者尊統下、大宗者、尊之統也、大宗者、收族者也、不可以絕、故族人以支子、後大宗也、適子不得後大宗とある。この條に云へる大宗者、收族者也の一句こそ宗法復興論者の常に口にする所である。而して最後の一句は別家の嫡子は入て大宗を繼ぐを得ず、大宗の絶ゆる時は二男三男を以て之を繼がしむ可しとの義である。更に喪服傳には父子一體也、夫妻一體也、昆弟一體也、故父子首足也、夫妻胛合也、昆弟四體也、故昆弟之義無分、然而有分者、則辟子之私也、子不私其父、則不成爲子、故有東宮、有西宮、有南宮、有北宮、異居同財、有餘則歸之宗、不足則資之宗と見えて居る。自分はこの一節に依て周代に於ける家族共產制度を認めんとするものである。

扱許慎の説文解字には宮室也とあつて必ずしも棟を異にして別居したとも見えぬが、服部文學博士はこの條を典據としてその異居同財と云ふて無分を説くは即ち兄弟分離の勢成れるが爲なりと説いた。俞樾に至つては實に曲園雜纂中の日知錄小箋のうちに禮記の内則に命士以上、父子皆異宮とあるを捉らへ、父子且然、則兄弟異居可知とて、詩經と禮記との本文を援引し、以此見古人未嘗不分居、蓋分居

者義之主於有別也、分居而仍有無相通者、仁之主於有恩也と云ふて居る。詩經の小雅頌弁の章には兄弟親戚のヂンナーの光景を叙して豈伊異人兄弟具來とあるのは則ち別居より集まり來れるものと見たので、又禮記の内則に適子庶子の宗子宗婦の事ふ可き心得を説き若非所獻則不敢以入於宗子之門とあるを援て適子庶子の別居せることを斷じたのである。非所獻とは鄭玄の註に謂非宗子之爵所當服也とあつて即ち本家よりも立身出世した場合を云ふのである。この命樾の説が正しいとすれば兄弟の別居は頗る古いものである。但し史記の商君傳に民有二男以上不分異者倍其賦と見え又都を咸陽に徙して令民父子兄弟同室內息者爲禁とあるを以て中國の風俗を戎狄に課したものと解するは如何であらうか。兄弟の別居が當時三晋地方の風俗であつた譯でもあるまい。荀子の性惡篇に夫好利而欲得者、此人之情性也、假之有弟兄資財而分者、且順情性、好利欲得、若是、則兄弟相拂奪矣、且化禮義之文理、若是、則讓乎國人矣、故順情性、則弟兄爭矣、化禮義、則讓乎國人矣とあるが、荀卿の時代には天下滔々として弟兄皆利を争ふことゝなつたとも思はれぬ。

二

漢代には個人主義が盛んに行はれて家族制度の維持は困難であつたとは信せられぬ。漢初の辯士説客として名ある陸賈は呂氏の天下を避けて雍州縣の好時に退いたが、その時のことを叙して史記には有五男、迺出所使越得橐中裝、賣千金、分其子、子二百金、令爲生産、陸生常安車駟馬、從歌舞、鼓琴瑟、侍者十人、寶劍直百金、謂其子曰、與汝約、過汝、汝給吾人馬酒食極欲、十日而更所、死家得寶劍車騎侍從者、この逸事を記してあるが、後人が之を評して達人の所行であると云ふたのを見ても規則を證明する例外であつたと見るのが穩當である。尤も漢末には累世同居が寧ろ例外となつたやうで、後漢書の蔡邕傳には與叔父從弟同居、三世不分財、鄉黨高其義とあり、又獨行傳のうちに繆彤のことを叙して少孤、兄弟四人、皆同財業、及各娶妻、諸婦遂求分異、又數有關爭之言、彤深懷憤歎、乃掩戶自撾、曰、繆彤汝修身謹行、學聖人之法、將以齊整風俗、奈何不能正其家乎、弟及諸婦聞之、悉叩頭謝罪、遂更爲敦睦之行、と云ふてある。又陶淵明の子儼等を誡むるの書にも、潁川韓元長、漢末名士、身處鄉佐八十而終、兄弟同居、至於沒齒、濟北汜幼(一作稚)春、晉時操行人也、七世同財、家人無怨色、とあつて累

世同居同財の特筆大書するに足ることを示して居る。されど後漢書の樊宏傳に父樊重のことを叙して世善農稼好貨殖、重性温厚有法度、三世共財子孫朝夕禮敬、常若公家と云へるは農家であつて能く公家の如く累世同居の制度を守て居ると推稱したもので、公家とは普通には帝室のことであるが、農家にして之に倣ふものありとせば士大夫の家では勿論のことであらう。又抱朴子に漢桓帝之世、更相濫舉、時人爲之語曰、舉秀才不知書、察孝廉父別居とあるは當時分居を以て恥として居つたことを明にするものである。

然るに降て南北朝の頃になると分居は益々流行して來たので宋の孝建中に中軍府録事參軍の職にある周殷啓曰く、今士大夫、父母在而兄弟異居、計十家而七、庶人父子殊產、八家而五、其甚者乃危亡不相知、飢寒不相恤、忌疾讒害、其間不可稱數、宜明其禁、以易其風とあるので、以て當時の江左の風を知ることが出来る。而して魏書の襄植傳に植雖自州送祿奉母、及贍諸弟、而各別資財、同居異爨、一門數竈とやるのを見れば江北に於ては同居なほ且つ財産を別にしたことを明にして居る。唐になつてからは分居の禁令を下したので、冊府元龜には肅宗の乾元元年四月に百姓中有

事親不孝、別籍異財、玷汚風俗、虧敗名教、先決六十、配隸磧西、有官品者、禁身聞奏と詔したことを載せて居る。更に宋になつてからは太祖の開寶元年六月癸亥には荆蜀の民に向て祖父母父母在者、子孫不得別財異居と詔し、二年八月丁亥には川峽諸州に向て察民有父母在、而別籍異財者、論死と詔し、太宗の淳化元年九月辛巳に川峽の民に向て父母在、出爲贅壻を禁じ、更に眞宗の大中祥符二年正月戊辰に誘人子弟、析家產者、令所在擒捕流配と詔したことは宋史に記載してある如くである。顧炎武は曰知錄卷十三分居の條に、今之江南猶多此俗、人家兒子、娶婦輒求分異、而老成之士、有謂二女同居、易生嫌競、式好之道、莫如分爨者、豈君子之言、與と痛嘆して居る。然るに俞樾は是を評して、顧氏此論、意在敦俗、而轉非中庸之道と云ふて居る。兎に角別居は世の進むに従ひ益々盛んに行はるゝやうになつて來た。

故に南北朝の頃から累世同居の家を義門と稱して朝廷から旌表することゝなつて來たが、歴史上で最も有名なのは唐の高宗から褒諭を受けた張公藝の家でこの家は北齊の東安王永樂も隋の大使梁子恭も皆躬ら訪ふて表獎したのであるから一家にして三朝に表獎されたのである。五雜俎に張公藝九世同居、高宗問之、書

忍字百餘以進とあつて、善く齊家の訓戒として用ゐられて居る。五代史には江州の陳氏に就て記して宗族七百口、每食必共坐、犬百餘亦共牢、一犬不至、羣犬不食と傳へて居る。浦江の鄭氏も亦累世同居を以て有名であるが、明末の趙吉士は鄭濂に關して一の逸話を傳へて居る。趙翼が陔餘叢考卷三十九累世同居の條に抄出して居る處に従ふと、明太祖嘗召濂獎之、退朝語馬后、后曰、陛下以一人、尙得天下、今鄭一家三千人、爲患何難、太祖悟、再召見將誅之、問曰、汝家何術能如是、對曰、無他、惟不聽老婆言耳、太祖大笑免之とある。顧炎武は太祖に對する奉答の語を録して臣同居無他、惟不聽婦人言耳と爲し此格論也、雖百世可也と評して居る。大明律の戸律戸役別籍異財に凡祖父母父母在、而子孫別立戶籍、分異財產者、杖一百、若居父母喪而兄弟別立戶籍、分異財產者、杖八十と規定し、清朝の法律も之と同一であるが更にその附例に祖父母父母在者、子孫不許分財異居、其父母許令分析者聽とあつて、臺灣舊慣調查會の編纂せる臺灣私法には家産に就て(一)祖父母父母ノ生、存中及喪期中ニハ分割ヲ爲サザルヲ原則トスルモ其許諾アル場合ニハ生前ニ於テモ分割スルコトアリ、(二)祖父母父母ノ死後ニ於テハ承繼人間ノ協議ニ依テ分割ス、遲クトモ被

承繼人ノ死後二代ノ後ニハ家産ヲ分割シ三代四代共有ノ者ハ稀ニシテ被承繼人ノ死後二三年ヲ經過シタル後ニ吉日ヲ選ビテ鬪分ヲ行フヲ多シトス(第七卷五と七六一七頁)と云ふてある。清の方苞は乾隆十三年の作に係る赫氏祭田記のうち三楚吳越閩廣山谿之間、聚族而居者、常數千百家と云へるが、而宗法無一能行と之に接して記せるが如く累世同居は行はれて居らぬであらう。但し之と相前後して作つた柏村吳氏重建宗祠記に抑又聞、朱子之後之蕃育於閩者、歷世繼承、無貴者富者而皆能崇禮讓安貧而畏義、閩之人至今誦之とあるのを見れば、朱熹の子孫は或は一種の共產制度を遵守して居るのでは無いかとも思はれる。春秋繁露度制篇に孔子の言として援ける不患貧而患不均とあるのは論語の季氏篇に丘也聞、有國有家者、不患寡而患不均、不患貧而患不安、蓋均無貧、和無寡、安無傾とあるのとは多少意味も異なるかも知らぬが、この思想を金科玉條視せる朱熹の子孫はその財産制度は何れにせよ思ふに世紀毎に激甚を加へ來れる個人主義の大勢に對しては、我不關焉と濟して居るのであらう。扱前記の陔餘叢考に趙翼が數へた處では、歷代の義門の正史の孝義孝友傳に出て居るものが南史十三人、北史十二人、唐書三十八人、五代二人、宋史五

十人元史五人明史二十六人で、同書にはその外本紀列傳に出でたるもの正史以外の他書に見えたるものをも抄録してある。大清會典事例には禮部風教の條に雍正二年から咸豐九年までの間に累世同居旌表の例二十四を掲げて居る。十二世同居が最も世代の多いので子孫一百五十餘人が一門の最も多いのである。

三

分居と累世同居との研究に依て支那の家族制度が次第に個人主義の爲に崩れて来たことは明かであるが、漢代は勿論晋にも六朝にも唐にも有力な大家族があつて或は帝室の擁護者と爲り或は競争者と爲つたことは有名な事實である。劉禹錫の朱雀橋邊野草花、烏衣巷、口夕陽斜、舊時王謝堂前燕、飛入尋常百姓家と歌ふたのは晋代に於ける王氏謝氏の盛時を回想して無量の感慨に堪えなんだが爲である。六朝に於ける豪族の勢力牢乎として抜く可からざるものありしことは清初の李雯の江南氏族論(國朝文匯甲集卷四)が能く之を盡くして居る。この論は先づ冒頭に於て晋亡於宋、宋亡於齊、齊亡於梁、梁亡於陳、四代自亡耳、江南不亡也、江南不亡者、氏族不亡也、陳氏滅而江南亡、故曰江南之勢、氏族爲之也、と斷じ次で晋室之東、王氏是依、賀循

顧榮爲張其翼、其後中原名族、蟬聯江左、……市朝雖易、門閥無遷、當此之時、君爲客、臣爲主人、譬之若逆旅者然、車馬日新、敝廬終在、と評し苟不失職、在彼猶在此也、又安以責其國士之報乎、而當時之君、亦遂因成勢而撫之、據前資而任之、所謂寵貴方來、而顧盼如一者、曾不下堂階、而氏族之心安矣、氏族安而江南安、所以二百餘年之間、內禪亟聞、外覲不授、其猶用此道也、と説いて居る。江南の天子は甚だしく勞せるも禍は測り難く江南の貴族は甚だしく逸せるも利を永久に保ち得たので、王謝袁劉諸氏は馬を躍らし肉を食ひ君履を飾り詩書を吟じ雍容倡樂しつゝ、而もその家聲を保ち得たのである。江北にも勿論かゝる名族があつたので杜佑の通典には北齊之代、瀛冀諸劉、清河張宋、并州王氏、漢陽侯族、諸如此輩、近將萬室とあり又北史の薛允傳には爲河北太守、有韓馬兩姓、各二千餘家と記してあるが、顧炎武の裴村記には汾陰之薛憑河、自保於石虎符堅割據之際、而未嘗一仕於其朝、猗氏之樊王、舉義兵以抗高歡之衆、と云ひ此非三代之法猶存、而其人賢者、又率之以保家、亢宗之道、胡以能久而不衰、若是と評して居る。裴村記とは山西聞喜縣の裴氏の故郷に遊んでその唐と存亡を與にせるに、感じて記したもので、うちに蓋近古氏族之盛、莫過於唐、而河中爲唐近

畿地、其地重而族厚、若解之、柳、聞喜之、裴、皆歷任數百年、冠裳不絶と云ひ、然而裴、樞、輩六人、猶爲全忠所忌、必待殺之、自馬驛、而後篡唐、氏族之有關於人國也如此、とて盛んに氏族制度復興の必要を説いて居る。國家の存亡との關係に於て、李、婁とはその見解を異にして居るが、氏族の勢力の強大であつたことは何れにしても同様である。

顧炎武は更に至於五代之季、天位幾如奕、基、而大族高門、降爲阜隸、靖康之變、無一家能相統帥、以自保者と云ふて居るが、宋の頃から名門の維持し難くなつて來たことは他の方面からも證明せらるゝ。それは鄭樵の氏族略の序で先づ第一に系譜學の宋代に入て衰へたことを叙して自隋唐而上、官有簿狀、家有譜系、官之選舉、必由於簿狀、家之婚姻、必由於譜系、歷代並有圖譜局、置郎令史以掌之、仍用博通古今之儒、知撰譜事、凡百官族姓之有家狀者、則上之官、爲考定詳實、藏於祕閣、副在左戶、若私書有濫、則糾之以官籍、官籍不及、則稽之以私書、此近古之制、以繩天下、使貴有常尊、賤有等威者也、所以人尙譜系之學、家藏譜系之書、自五季以來、取士不問家世、婚姻不問閥閱、故其書散佚、而其學不傳と云ふて居る。更に古來系譜學の沿革を詳に記して漢有鄧氏官譜、應劭有氏族篇、又有潁川大守聊氏萬姓譜、魏立九品、置中正、州大中正、主簿、郡中正、功曹、

各有簿狀、以備選舉、晉宋齊梁因之、故晉散騎常侍賈弼、太保王弘、齊衛將軍王儉、梁北中郎諮議參軍知撰譜事王僧孺之徒、各有百家譜、徐勉又有百官譜、宋何承天撰姓苑、與後魏河南宮氏志、此二書尤爲姓氏家所宗、唐太宗命諸儒撰氏族志一百卷、柳沖撰大唐姓系錄二百卷、路淳有衣冠譜、韋述有開元譜、柳芳有永泰譜、柳璨有韻略、張九齡有韻譜、林寶有姓纂、劭思有姓解、其書雖多、大概有三種、一種論地望、一種論聲、一種論字と云ふてある。顧炎武は唐代には封建の制度の恃み難きを知り、士族即ち士大夫を重んじたのであると説いてあるが、かるが故に鄭樵の云へるが如く、姓氏の學は最も唐代に盛んであつたのである。而も國姓に定論なく、又林寶が元和姓纂を作つて、而も自姓の由來を知らなかつたのは、姓氏が漸く混亂して來たからである。故に顧炎武は氏族學、至唐而極精、亦至唐而極亂、一亂於朝廷之賜姓、再亂於支孽之冒姓、三亂於外裔之入中國と云ふて居る。

然るに宋代に入つては上に引ける鄭樵の言の如く、系譜學は更に紊れて來て、個人主義は益々勢力を得て來たので、當時恰かも訓詁の學究的態度に對して反抗して立つた經世的儒者の間には、小宗の法を復興するの議が主張せられた。即ち呂

大臨は宗子法久不行、今雖士夫、亦無收族之法、欲約小宗之法、且許士大夫家行之と云ひ蘇軾も亦勸親睦策に於て今欲教民和親、則其道必始於宗族、臣欲復古之小宗、以收天下不相親屬之心、とて之を詳論して居る。隋書獨孤羅傳には父信爲宇文護所誅、羅寓居中山、孤貧無以自給、齊將獨孤永業、以宗族之故、見而哀之、爲買田宅、遺以資畜とあつて、當時はなほ收族も行はれたのであるが、蘇軾の時には世之人有親未盡而不相往來、冠昏不相告、死不相赴、而無知之民、遂至於父子異居、而兄弟相訟のである。而して是は族に宗子なく之を統率するものが無い爲であるから、小宗の法を復興す可しと説いて居る。宋史の列傳を見るに、韓贄は得る所の祿賜を以て田を買ひ、族を贍はしたので、黨類以て活くる者百數とあり、吳奎、文肅は田を買て義莊と爲し、以て族黨朋友を調はしたとあり、鄭興裔は叔父の贈與を受けずして義莊を立て、宗族を贍はしたとあり、向子諲は義莊を置いて宗族の貧者を贍はしたとあり、汪大猷は郷人に率先して義莊二十餘畝を置いたとあつて、一族の爲に義莊を置いて之を救助するの計劃は決して一二に止まらない。唐以來莊園の制度が行はれたから、義莊と云ふ熟字も採用せられたのであらう。但し一には義田とも呼ばれたので

ある。王闢之の泚水燕談錄卷四忠孝の條には、鉛山の劉輝のことを傳へて、哀族人之不能爲生者、買田數百畝以養之、四方之人、從輝學者甚衆、乃擇山溪勝處、處之、縣大夫易其里、曰義榮社、名其館曰義榮齋、と記し、更に評して、初范文正公、吳文肅公、皆有志置義田、及後登二府、祿賜豐厚、方能成其志、而輝於初仕、家無餘資、能力爲之、今士君子尤以爲難と云ふて居る。併し王闢之の記事に據るに、輝は嘉祐四年の崇政殿試に天下第一と爲り、大理評事、簽書から建康府判官と爲つたので、俞樾は是其官雖不甚顯要、亦仕籍中人也と評して居る。唯その地位が卑いので、感心であると云ふので、義莊の模範としては常に范文正公の義莊が引合に出るのである。

四

范文正公とは即ち范仲淹で、樞密副使、參知政事、陝西宣撫使等の重任に膺つた宋代の名臣である。その岳陽樓記中の先天下之憂而憂、後天下之樂而樂の對句は千古の箴言として不朽に傳はる可き價值がある。范仲淹は何が故に義莊を置くの志を懐くに至つたかは、圖書集成、明倫彙編、家範典、宗族部、藝文部に收めてある告諸子書に明かである。乃ちその全文を録する。

吾貧時與汝母養吾親汝母躬執爨而吾親甘旨未嘗充也今而得厚祿欲以養親親不在矣汝母亦已早世吾所最恨者忍令若曹享富貴之樂也吾吳中宗族甚衆於吾固有親疎然吾祖宗視之則均是子孫固無親疎也苟祖宗之意無親疎則飢寒者吾安得不恤也自祖宗來積德百餘年而始發於吾得至大官若獨享富貴而不恤宗族異日何以見祖宗於地下今何顏入家廟乎於是恩例俸賜常均於族人并置義田宅云。

宋史の列傳に依るに范仲淹は二歳の時父を失ひ母の朱氏に再嫁する時之に伴はれて朱氏を稱し苦學業成り初めて母を迎へ且本姓に復したのである。故に報恩の念殊に篤く夙に義田を設けて一族を救濟するの志を立てたことは上に援ける涇水燕談錄の記事にも見えて居るが錢公輔の范文正義田記にも初公之未貴顯也嘗有志於是矣而力未之逮者二十年既而爲西帥及參大政于是始有祿賜之入而終其志とて二十年間も義田設置を心掛けて居つた始末を明にして居る。實に范仲淹五世の孫范之柔の上奏のうちには仲淹が深念保族之難欲爲傳遠之計自慶曆皇祐以來節次於蘇州吳長兩縣置田畝立義莊たることを述べて居るのである。

范仲淹の義莊創設に方て親ら筆を援て起草した規則は所謂文正公初定規矩と

して傳はつて居るもので左の通りである。

- 一 逐房計日給米每口一升並支白米如支糙米即臨時加折支糙米每斗折白八斗逐月實支每口白米三斗
- 一 男女五歲以上入數。
- 一 女使有兒女在家及十五年年五十歲以上聽給米。
- 一 冬衣每口一疋十歲以下五歲以上各半疋。
- 一 每房許給奴婢米一口即不支衣。
- 一 有吉凶增減口數畫時上簿。
- 一 逐房各置請米曆子一道每月末於掌管人處批請不得預先隔跨月分支請掌管人亦置簿拘轄簿頭錄諸房口數爲額掌管人自行破用或探支與人許諸房覺察勒賠填。

一 嫁女支錢三十貫下並准此再嫁二十貫。

一 娶婦支錢二十貫再娶不支。

一 子弟出官人每還家待闕守選丁憂或任川廣福建官留家鄉里者並依諸房例給米絹并吉凶錢數雖近官實有故留家者亦依此例支給。

一、遂房喪葬、尊長有喪、先支一十貫、至葬事又支一十五貫、次長五貫、葬事支十貫、卑幼十九歲以下、喪葬通支七貫、十五歲以下支三貫、十歲以下支二貫、七歲以下及婢僕皆不支。

一、鄉里外姻親戚、如貧窘中、非次急難、或遇年飢不能度日、諸房同共相度詣實、即於義田米內、量行濟助。

一、所管逐年米斛、自皇祐二年十月、支給逐月餼糧、并冬衣絹、約自皇祐三年以後、每年豐熟、椿留二年之糧、若遇凶荒、除給餼糧外、一切不支、或二年糧外有餘、却先支喪葬次支(一作及嫁娶、如更有餘力、支冬衣、或所餘不多、即凶吉等事、衆議分數、均勻支給、或又不給、即先凶後吉、或凶事同時、即先尊口後卑口、如尊卑又同、即以所亡所葬、先後支給、如支上件餼糧、凶事外、更有餘羨數目、不得糶貨、椿充三年以上糧儲、或慮陳損、即至秋成日、方得糶貨、回換新米、椿管。

右仰諸房院、依此同共遵守。

皇祐二年十月 日

資政殿學士尚書禮部侍郎知杭州事范 押。

范仲淹は皇祐四年(西紀一〇五二年)に六十四歳で死んだのであるから、この義莊規矩は六十二歳の時に定めたものである。范純仁の治平元年(西紀一〇六四年)の上奏文中には臣父仲淹、先任資政殿學士日、于蘇州吳長兩縣置田十餘頃、其所得租米、自遠祖而下諸房宗族、計其口數、供給衣食及婚嫁喪葬之用、謂之義莊とあるが是より先嘉祐四年(西紀一〇五九年)に錢公輔の作つた范文正義田記には於其里中、買負郭常稔之田千畝、號曰義田、以養濟羣族之人……嫁女者錢五十千、再嫁者三十千、娶婦者三十千、再娶者十五千、葬者如再嫁之數、葬幼者十千、族之聚者九十口、歲入粳米八百斛、以其所入、給其所聚、沛然有餘、而無窮、仕而家居、俟代者與焉、仕而居官者、罷勿給、此其大較也と記してあつて初めは義田と呼んだのである。淳熙九年(西紀一一八二年)に九十二歳であつたと云ふ龔明之中吳紀聞卷三范文正公還鄉の條には既至、搜外庫、惟有絹三千匹、令掌吏錄親戚及閭里知舊、自大及小、散之皆盡、曰、宗族鄉黨、見我生長、幼學壯仕、爲我助喜、我何以報之、又買負郭常稔之田千畝、號曰義田……族之聚者九十口、歲入粳稻八百斛……公雖沒、後世子孫、至今修其業、承其志、如公存也。とあるが、是は錢公輔の記事に據つたもので、是に逸話を添えたものでは無いかと思は

れる。

扱千畝は十頃であるが范純仁が十餘頃と云ふのを見ると千畝とは概數であらう。假りに千畝として糶稻八百斛の収入があつたとすれば一畝當り四斗となる壹斛は即ち五斗に當るのである。時代は異なるが清の方苞がその姪道希兄弟に示すの書に金陵上田十畝一夫率家衆力耕豐年糶稻不過三十餘石主人得半乾暴減十二米之得六石餘とある。是は小作人側の計算であるが地主としても同じく一畝につき糶一石五斗即ち玄米六斗を得るの勘定である。尤も是は豐年の時と斷てあるが宋の熙寧八年(西紀一〇七五年)の呂惠卿の上奏には臣等有田在蘇州一貫錢典得一畝田歲收米四五六斗然常有拖欠僅如兩歲一收上田得米三斗とある。即ち負郭常稔の田なればこそ千畝で八百斛の収入を得るのであらう。扱義莊規矩本文の如く一日一人白米一升を給與すると一箇月に三斗一箇年に三石六斗であつて是を糶米即玄米每斗白米八升の割合で計算して見ると八斛となる。而して之を九十口に乘ずれば七百貳拾斛となるので剩餘は僅かに八拾斛に過ぎぬ。當時の米價は勿論不分明であるが熙寧六年(西紀一〇七三年)の義莊の續定規矩のうち

に若し米價が一石一貫以上になつたらと云ふことがある。前に引いた呂惠卿の上奏には一畝の歲入三斗で斗五十錢、不過直錢百五十錢とある。是は續通鑑長篇に出で居るので同書の熙寧二年の司馬光の奏議には太宗の時には米一斗十餘錢とあつて百餘年に米價の十餘倍したことは岳珂の愧鄰錄にも既に注意してある。今假りに一斗五十錢とすれば八拾斛は四拾石であるから貳拾五貫と七百五十文となる。義莊規矩にも七十七陌と註記してあるが宋では太平興國二年の詔を以て七十七文を以て百文と定めたのである。故に日々の食物と冬季の衣服とを給與してなほ且婚禮葬喪の經費を支辨するは困難のやうに思はるゝが上記の錢公輔の記事に據れば却て支給額を増加して居るのである。但し斷つて置かねばならぬことは度量の相違で假りに徂徠の度量衡考に従へば壹畝は我が五畝十六歩餘で壹升は三合二勺四撮である。

范仲淹には純祐、純仁、純禮、純粹四人の子があつて何れも宋史の列傳に見えて居る。純仁は尙書右僕射まで陞り建中靖國元年(西紀一一〇一年)に七十五歳を以て終り忠宣と諡されるに至つた。治平元年(西紀一〇六四年)開封府襄邑の知縣であ

つた時、義莊の規矩の紊れたのを觀て、今諸房子弟有不遵規矩之人、州縣既無勅條、本家難爲仲理、五七年間、漸至廢壞、遂使飢寒無依、とて諸房の子弟の規矩に違犯したる際は、官司に於て告訴を受理するやうに蘇州に命令を降さんことを請ひ、勅許を得た。茲に於てか、范氏義莊規矩は政府の公認を經たのである。宋史にも純仁を評して、自爲布衣、至宰相、廉儉如一、所得俸賜、皆以廣義莊とあり、清の魯仕驥の陳氏義莊記には、文正公始置田千畝、至忠宣公、遂廣爲三千畝とあつて、范純仁の義莊を三倍にしたことを云ふて居るが、義莊の規矩も亦熙寧六年(西紀一〇七三年)から政和五年(西紀一一一五年)までの間に前後十回ほど増補せられた。熙寧六年の追加では、諸位子弟得大比試者、每人支錢一十貫文、再貢者減半と定めて、官吏登庸試験に應ずるものゝ爲に補助することゝなし、即已給、而無故不試者、追納と斷つてある。又諸位子弟内、選曾得解、或預貢有士行者二人、充諸位數授、月給糙米五石……若生徒不及六人、止給三石、及八人給四石、及十人全給とあつて、この時から一族子弟の教育に就ても計劃が立てられたのである。紹聖二年(西紀一〇九五)年の追加に、兄弟同居雖衆、其奴婢月米、通不得累過五人とあり、註に謂如七人或八人同居、止共支奴婢米五人

之類とあるのは、兄弟同居の行はれたことを示すもので、未娶不給奴婢米の註に雖未娶、而有女使生子、在家及十五年、年五十歲以上者、自依規給米とあるのは、范仲淹の規矩の第三條の意義を明瞭ならしむるものである。以上は何れも范純仁即ち二相公の修定に係るものであるが、元符元年には純仁の外三右丞純禮も五侍郎純粹も共に之が相談に與つて十項を定め、最後に遇有規矩所載不盡事理、掌管人、與諸位共議定保明、同申文正位と記してある。范仲淹の嫡統に申告するのである。降て大觀元年(西紀一一〇七年)に范純粹が定めたものには、諸位輒取外姓、以爲己子、冒請月米者、勿給、許諸位覺察報義莊、義莊不爲受理、許諸位徑一作同申文正位、公議移平江府理斷とある。平江府は即ち宋代に於ける蘇州地方の官廳である。但し法律は既往に遡らず、其大觀元年七月以前、已收養給米者、不得追訟と明記してある。かくて純粹は政和七年(西紀一一一七年)規矩を石に刻して蘇州城外の天平山白雲寺文正公祠堂の側に置き、之を不朽に傳へたのである。なほ尙友錄には范仲淹の猶子純誠に就て記して、文正置義田、皆純誠辨習とある。思ふに義莊當初の管理には最も功勞があつたのであらう。

然るに范仲淹五世の孫范之柔の時に至て同胞と共に義莊の回復を圖らざるを得ざるに及んだ。是は范之柔の嘉定三年(西紀一二一〇年)の上奏文中に委曲を盡して居るが、即ちその一節を抄録すれば自南渡之後、雖田畝僅存、而莊宅焚毀、寄稟墳寺、遷寓民舍、蠹弊百出、盡失初意、慶元初、臣與兄弟始協謀、同力盡復、故基漸還、舊觀察定約束、加備於前とある。又蘇州府志范氏義宅の條にもその建炎兵燬、慶元中公六世孫良器復完之と見えて居る。慶元二年(西紀一一九六年)の續添條約なるものは即ち范之柔の筆に成つたのである。之柔は次で左司諫の職に上つたので、即ち朝廷に向て治平元年の先例に倣ひ、續定規矩の公認を請ひ、而してその請は容れられたのであつた。范仲淹の義莊規矩をはじめとして純仁純禮純粹の追加並に之柔のこの續定規矩は、純仁之柔の上奏文と共に之を一括して范氏義莊規矩と題し、陶宗儀の説郛第七十一局のうちに收められてあるが、劉際清の青照堂叢書にも亦圖書集成の家範典宗族總論にも載せてある。文辭に少しは異同もあるが意味を害する程の相違では無い。

五

范仲淹が初めて義莊の規矩を定めたは上述の如く皇祐二年(西紀一〇五〇年)のことであるが、清の魯仕驥の陳氏義莊記には、莊氏の義莊に叙及して、傳千餘年、至國朝、其子孫尙有增千畝者、其遺澤之長如此と云ふて居る。魯仕驥は乾隆辛卯(西紀一七七一年)の進士であるから千餘年と云ふのは聊か文飾に過ぐるの嫌がある。併し方苞も赫氏祭田記のうちに云ふて居るが、如く世士大夫、間有慕效者、不再世而子孫族人瓜分其義田、而標棄之と云ふのが普通であるのに、范氏の義莊のみは能く永く傳はつて義莊のことを口にするもの、典據となつた。是は方苞の云へるが如く、非以其義田之多、乃文正忠宣之德行功業、足以覆露其子孫、以陰爲之保定が爲めであらう。蘇州府志文正書院の條に據るに、宋の末咸淳十年(西紀一二七四年)に平江の知府潛説友が上奏して、今の蘇州の普濟橋旁雍熙寺の後なる范氏義宅の東に祠を建て、范仲淹とその四子とを祀り、公田三百餘畝を寄附して、その太宗の子孫をして祭事を主らしめたとあるが、尋で元の至正六年(西紀一三四六年)に廉訪僉事趙承傳と總管吳秉彝とが上奏して、祠を改めて文正書院と爲し、教官を設けずして、范氏の嫡嗣を以て之を主らしめたと、亦文正餘德の致す所であると見る可きである。

時に文正の祠を預つて居つたのは范仲淹八世の孫文英である。その後明の萬曆中巡按御史邵陞は先憂閣を建てたが張大純の姑蘇采風類記には康熙十二年、公二十世孫、浙閩總督承謨諡忠貞、與翰林院編修譚必英重修、今三十三年、忠貞公之弟譚承勳總督江南江西兩省、復鳩工庀材、凡堂寢廊廡、及先憂閣後樂樓、忠宣文肅少參等祠、皆次第鼎新、并勒所撰世德源流碑記、書院之前建石坊、顏曰世濟忠直とある。少參とは後に記す、參議允臨であらう、文肅とは清の李元度の先正事略の開卷第一に載せてある、范文程のことで、瀋陽即ち奉天の出身ではあるが、范仲淹の後裔で、夙に清の太祖努爾哈赤に仕へ、崇徳二年には秘書院大學士に任せられ、その子承謨、承勳等も重用せられたので、李元度は之を漢の蕭何、張良、唐の房玄齡、杜如晦、宋の趙普、元の耶律楚材、明の劉基に比して居る。蘇州府志、文正書院の條に、康熙四十四年、聖祖仁皇帝南巡、賜御書額曰濟時良相とあるのは、蓋し故ありと評す可きである。この書は乾隆十三年の修撰であるが、そのうちに收めてある、乾隆癸亥(八年)に雅爾哈善の作つた重修文正書院記に至り、明中葉、其田漸爲豪猾侵隱、郡守況公鍾、力勘復之、後十七世孫參議公允臨復助千畝、本朝百年來、族姓益繁、田之所入、時患不足、雍正七年、瑤奉先人命

増置田十頃、并前總三千餘畝、此義田増廣之大略也と記してある。又王琬の撰に係る允臨の墓碑には、自文正公置贍族義田三十頃、至明季、僅存三之一、允臨復以腹田十頃佐其入、人稱其善繼云と見えて居る。但し馮桂芬の武進盛氏義莊記に、忠宣清憲少參忠貞、累世遞益之とある忠貞は文飾に止るであらう。更に蘇州府志の本文には、乾隆九年、裔孫興概増置田一頃とあつて、范氏義莊盛衰の概略は之を辿り得るのである。

兎に角、范氏の義莊は七八百年の間、模範となつて、新に義莊を設くるものはその規矩に倣ひ、學者の義莊記を作るものは必ず之に叙及せざるは無いので、例へば清朝になつて方苞でも、錢大昕でも、馮桂芬でも、俞樾でも、近くは繆荃孫でも、この例に洩るゝものは無い。但し方苞に至つては、范氏の規矩に對して多少の批評を加へ、五十七歳の時に姪道希兄弟に示した書中には、吳郡范氏義田、計口授糧、俾愚者怠於作業、非義也、五材百物、民皆用之、必各有職業、交能易作、然後其享之也安、無故而坐收其利者、天所禍也と云ひ、更に七十五歳の時に作つた教忠祠祭田條目にも、計口給糧、則不肖者、或以長惰と説いて、この點を非難して居る。又前に援いた柏村吳氏重建宗

祠記に於ては朱子の子孫のことを叙して蓋道德之淵源流風餘思之所感發更非范氏諸賢之所能幾及也矣と評して居る。而も仁和湯氏義田記には余嘗至吳郡聞范氏之家法宗子正位於廟則祖父行俛首而聽命過愆辯訟皆於家廟治之故范氏之子孫越數百年無受罰於公庭者蓋以文正置義田貧者皆賴以養故教法可得而行也と云ふて頗る義莊の制度に傾倒して居つたので十二世の祖に方法と云ふて明の建文帝に忠義を盡して望江に身を沈めて方孝孺の祠に合祀された人物があるので之を祭るが爲に江寧に教忠祠を建て祭田を寄附し收入の二を以て祀事に供し八を以て一族の嫁娶喪葬の費用乏しきものを補助せしめ又寡婦孤兒老疾者を養はしむることとし乾隆七年に教忠祠祭田條目を定めたのである。俞樾は嘉興陳氏祭田記に於て夫義莊必兼祭田而祭而田不必兼義莊似義莊爲勝矣と云ふて居るが祭田にして義莊を兼ねるはその兼ねざるものよりも寧ろ實際上取る可きである。蓋し方苞は桐城派古文派の祖と目される人であり理學者の側であつたので周到なる注意を以て教忠祠を置いたのである。蓮花池に於ける三百年來の祖業を賣つた時は大に世の非難を受けたが全く教忠祠設立の必要から出たのである。國粹學報 第七十三

看 是に就ての苦心はなほ望溪先生集外文に收めた陳大受到寄せた尺牘にも見えて居る。

清朝では義莊を法律上如何に取扱つて居つたかと云ふに戸部則例の田賦の部の典賣田産のうちの盜賣官民田地の條に凡盜賣祖遺祀産義田宗祠等項將盜賣與知情謀買者分別治罪房産收回給族長收管賣價入官とある。即ち父祖傳來の祭田義莊祖廟等の賣買を禁じたもので臺灣舊慣調查會の編纂せる清國行政法第二卷二六九頁には皇朝政典類纂卷五を援引して此例ハ原ト乾隆十一年江蘇巡撫莊有恭ノ奏議ニ依リ尋テ各省ニ通行スルニ至リシモノ、如シト見えて居る。又江蘇省例初編藩政の部には同治七年五月布司杜の詳准即ち上申により嗣後如有士民呈捐祭義田産應一律查照請給司帖勒石執守以免參差而歸畫一と通飭して居る。義莊を設立するに方り公認を請求したものゝあつた場合には取扱を畫一にせんとしたのである。又大清會典事例の禮部風教の部旌表樂善好施の條には凡士民人等或養恤孤寡或捐資贍族……實與地方有裨益者八旗由該都統具奏直省由該督撫具題均造冊送部其捐銀至千兩以上或田粟准值銀千兩以上者均請旨建坊遵照

欽定樂善好施字樣、由地方官給銀三十兩、聽本家自行建坊、若所捐不及十兩者、請旨交地方官給扁旌賞、仍給予樂善好施字樣云々とあつて、うちに義莊に對して行賞した事例をも舉げて居る。臺灣舊慣調査會編纂の臺灣私法第壹卷第壹編第四章第七節に詳細説明してある公業は臺灣に於ける祭田並に之に類似せる財産の各分家の専有たる私業と異なるものを指して居る。即ち義莊も亦之に屬するので、顧炎武が范氏の義莊を推稱したのは上述の通であるが、錢大昕の陸氏義莊記に據るに近歲立義莊、若吳縣陶氏、崑山顧氏、皆經大府題奏、得邀優叙とあるのを見ると、顧炎武の子孫は遂に父祖の志を爲したものと思はるゝ。馮桂芬の如きは殊に義莊の熱心なる主張者で、校邠廬抗議の復宗法議に於ては義莊の制度に依て宗法を再興せんとし、汪氏耕蔭義莊記に於ては范仲淹の義莊を評して、說者謂得宗法遺意焉、公問學軒天地、勳名炳史冊、區區衣食、解推末節耳、奚足爲公重顧大賢處世、建一策舉一事、往往爲法於天下、可傳於後世、是舉也、前無所承、後有可繼、補先王立制於已敝、開奕禩食德於無窮、洵非公莫能爲、其爲功德亦遠矣哉と贊し、又武進盛氏義莊記に於ては三代聖人之法、至嬴政盡矣、吾縣范文正公、生千餘年之後、獨毅然有所建復者二事、其一爲立學、

天下之有學、自文正始、又其一則義莊也、義莊雖一人一家之事乎、而實有合於三代聖人宗法遺意と唱へて居る。

臺灣私法の第一卷下の三九八頁に公業の由來を説いて要スルニ祖先祭祀ノ觀念アルモ祭祀相續ノ習慣ナク且財産ノ均分相續ノ慣習アルカ爲ニ此特殊ナル制度ヲ生セルモノトスヘキカ如シト云ふてあるが、支那の社會は思ひの外に早くより個人主義の思想が實現せられたが爲に、家族制度の長處を維持するの必要上、義莊なるものが起つて來たと解す可きである。馮桂芬の希望せるが如く一般の制度として宗法を復興し得るや否やは固より疑問である。臺灣の公業は祭祀田とか祖宗煙祀之費と稱するものが多いのであるが、明治四十一年臺灣總督府の調査に従ふに全島に合計二萬二千百九十九個の公業があつた。うち二千九百四十三年は土地以外の財産より成立するものであつたが、多數は土地より成るものである。故に臺灣私法には公業財産ヲ組成スルモノハ主トシテ不動産ナルカ故ニ公業ハ本島ノ經濟狀態ニ影響ヲ與フルコト尠少ニ非ズ。蓋公業財産ハ讓渡ヲ禁ゼラル、カ故ニ不動産ノ融通ヲ妨ケ恰世襲財産ノ制度ト同一ノ結果ヲ生スヘキカ故ナリ。個人的思想ニ富ミタル本島人ニアリテハ公業制度ハ實ニ良俗タルヘシト雖モ、經濟上ヨリ觀察シ財産ノ利用ヲ害シ不動産ノ融通ヲ妨クル弊害ハ免レサ

ル所ナルヘシ。然レトモ祖先祭祀ノ風俗ハ容易ニ之ヲ移スヲ得サルモノアリ。直ニ公業制度ヲ廢止スルハ不能ナルノミナラズ又策ノ得タルモノニアラズ故ニ特ニ公業ヲ獎勵スルノ必要ナシトナスモ急激ニ之カ變更ヲ加フヘカラズ。○上掲書四〇頁
とて公業の弊を説くに急なるの傾が見えて居る。フリードリヒ大王の當時に制定に着手された普國法典第貳編第四章第貳節に家財團 Familienstiftung に關する規定が存して居つたが現行獨逸帝國民法では財團法人の成立には各聯邦の許可を要することに定めプロイセンの民法施行法は第一條より第三條に亘つて家財團に關する規定を設けて居る。而してこの家財團は前掲普國法典には一定の土地又は資産を家族の爲めに提供したものであると云ふのであるが、米國のホームステッド即ち家産とも世襲財産 Familienfideikommiss とも將た又親族共有財産 Gemeinderschaft とも異り、家族をして教育婚嫁扶養等に要する資本を得しむることを目的とする財團法人なりと云へば 京都法學會雜誌第十一卷第二號 唯道教授論文參照 即ち義莊から祭祀の要素を除いたものと見て差支ない。世襲財産や家産や親族共有財産の制度は勿論一般に之を行ふ可きでは無からうが、義莊若くは之に類似の制度に依て滔々たる個人主義の思潮を緩和することの可否は充分に研究の價があることと思ふ。

國民經濟の基礎を擴大す可し

堀切善兵衛

一國民の平時及非常時に於ける需要を遺憾なく満足せしむるは國民經濟の要旨とする所たるや云ふまでもなし。然るに平時に在りては外國貿易の途開け、内外有無相通ずるを以て、一國民の需要は多くの困難を伴ふことなくして之を充足せしむるを得るの常なり。然れども非常時に在りて或は貿易關係杜絶し、或は輸出入の上に大なる制限を加へらるゝこと無きに非らざるを以て國民は充分に其需要を充す能はず、引きては國內の産業組織を破壊せらるゝが如きこと敢て珍しとなさざるなり。否、獨り非常時に於てのみならず、平時に於ても世界各國は他國民よりは自國民を重しとなし、他國民の利益よりは自國民の利益を計るに専らな